

仙北市 週休2日制工事（営繕工事）特記仕様書 （発注者指定型）

（目的）

第1条 本特記仕様書は、週休2日の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

（定義）

第2条 本特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

（1）週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（2）実工期

工事着手日から工事完成日（工事完成届提出日）までの期間をいう。

（3）現場閉所

実工期において、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。但し、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除く。

（4）現場閉所率

実工期（別に定める「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に記載の期間を除く）における現場閉所日数の割合（現場閉所日数／実工期日数）で算定する。

（実施方法）

第3条 週休2日制工事の実施方法は次のとおりとする。

（1）受注者は、施工計画書について、4週8休以上を考慮したものを発注者に提出し、これに基づき施工を行うものとする。

なお、受注者の責によらない理由（特殊な事情により工事完成を優先させたものの、災害等に起因する資材調達の遅延等、やむを得ない理由によるもの）により、実施が困難な場合には、監督職員と協議を行うものとする。

（2）受注者は、別に定める「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」で規定する勤務状況確認表を作成の上、毎月の履行報告書に添付し、監督職員に提出するものとする。最終月に関しては、工事関係届とともに提出するものとする。

（3）監督職員は、受注者から提出される勤務状況確認表等に基づき、現場閉所率の確認を行うものとする。

なお、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められない場合は、現場閉所率に応じた費用計上による契約変更を行うものとする。

(費用の計上)

第4条 別に定める「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に基づき、費用の計上を行うものとする。

(1) 本工事は労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費及び現場管理費に4週8休以上の現場閉所を行う前提として補正を行っている。

(2) 工期内において4週8休に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を見直します。4週6休に満たない場合、補正は行わない。

(その他)

第5条 本特記仕様書に定めるもののほか、週休2日制工事に実施に関して必要な事項は、別に定める「秋田県週休2日制工事実施要綱」及び「秋田県週休2日制工事に関する営繕課運用」に記載のとおりとする。